

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
 (平成24年7月6日～8月4日 (アルファルファ1件、ダイズ1件
 及びトウモロコシ3件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
低リグニンアルファルファ (CCOMT, <i>Medicago sativa</i> L.) (KK179, OECD UI:MON-00179-5)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
除草剤メソトリオン及びグルホシネート耐性ダイズ (改変 <i>avhppd</i> , <i>pat</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (SYHT0H2, OECD UI:SYN-000H2-5)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
乾燥耐性、チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (改変 <i>cspB</i> , <i>cry1A.105</i> , 改変 <i>cry2Ab2</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , 改変 <i>cry3Bb1</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MON87460×MON89034×MON88017, OECD UI:MON-87460-4×MON-89034-3×MON-88017-3) (MON87460、MON89034及びMON88017それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
乾燥耐性、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (改変 <i>cspB</i> , <i>cry1A.105</i> , 改変 <i>cry2Ab2</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MON87460×MON89034×NK603, OECD UI:MON-87460-4×MON-89034-3×MON-00603-6) (MON87460、MON89034及びNK603それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

<p>乾燥耐性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (改変 <i>cspB</i>, 改変 <i>cp4 epsps</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MON87460×NK603, OECD UI:MON-87460- 4×MON-00603-6)</p>	<p>食用又は飼料用に供するための 使用、栽培、加工、保管、運搬 及び廃棄並びにこれらに付随す る行為</p>
---	--

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成24年7月6日（金）から8月4日（土）まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数 3, 531通

整理した意見数 11件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成24年7月6日～8月4日 (アルファルファ1件、ダイズ1件及びトウモロコシ3件))

意見分野	意見要旨	対応方針	件数
1 生物多様性影響関係	<p>遺伝子組換え農作物の承認に反対します。安全性確認はどのような仕組みなのでしょう。長期的に生態系への予測不可能な影響があるのではないのでしょうか。野生動植物等への影響について各種知見が報告されています。親系統と遺伝子組換え農作物が実質的に同等であるという「実質的同等性」の観点から安易に判断せず、科学的に納得できる安全性評価、予防原則に基づく慎重な判断が必要です。原子力発電所の事故の教訓でも分かる通り、安全神話や技術への過信は禁物です。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱えるさまざまな課題を解決する有効な手段としての期待がある一方、当該技術を利用してつくられる生物を、食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法に、飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法に、そして生物多様性影響に関する安全性については遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、申請ごとに審査を行います。</p> <p>生物多様性への影響があるかどうかについては、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雑して拡がらないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づいた審査を、農林水産省及び環境省で以下のとおり行っています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者から申請書とともに最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を要求② 提出データ等の妥当性等を確認③ 学識経験者からの意見を聴取④ 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等を要求⑤ 承認の可否を判断 <p>これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認しており、これまでのところ99件の遺伝子組換え作物の一般使用に関する承認を行っています。</p>	1923

			<p>承認した後に、モニタリング調査の結果や、科学的な知見の充実などにより、新たに生物多様性影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合には、遺伝子組換え生物の使用方法を定めた第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとしているところです。</p> <p>さらに、仮に、将来我が国の生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するためにとるべき措置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとしております。</p> <p>加えて、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることとしており、このような措置により生物多様性に影響が生ずることがないように対応することとしています。</p> <p>なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。</p>	
2	生物多様性影響関係	<p>遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価は、経験則や推測に基づく結論ありきの印象がぬぐえません。また、事業者からの申請に基づく評価の仕組みでは、データの改ざん、捏造等の可能性があると思います。非公開となっている社外秘情報も公開した上で第三者が調査すべきではないでしょうか。</p>	<p>遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく承認には、隔離ほ場試験及び一般使用（栽培、輸入・輸送等）の承認があります。それぞれの審査で、農林水産省及び環境省は、除草剤、害虫等を用いた生物検定や形態及び生育の特性等の多数かつ多様な試験データを要求しています。申請者から提出されるデータは、科学雑誌などで公表された論文等も含まれています。審査に必要なデータが全て提出されれば、統計的な解析を含めデータの科学的な検証、検討を行っています。不足するデータ等があった場合には、データの追加提出等を求めているほか、内容が不適切であったり、試験方法が不適当な場合には、試験のやり直しや追加試験の実施等を申請者に求めています。必要な試験データを全て取り揃えた上で、様々な分野の学識経験者の専門的な知見や経験に基づく検証・検討を行っています。したがって、多数の公開データと整合をとって一部のデータのみを改ざんしたり捏造することは困難と考えられます。</p> <p>なお、技術情報などの社外秘情報や個人名、所属などの個人情報について、開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるものと判断される情報のみを非公開としています。</p>	140

3	<p>生物多様性影響 関係</p>	<p>隔離ほ場試験から遺伝子組換え農作物が漏れた場合にはどのような対処法を考えられているのでしょうか。自然災害などは想定されているのでしょうか。花粉や種子が漏れ出て生物多様性に影響を及ぼすこともあるのでしょうか。また第三者によるチェックが必要ではないでしょうか。</p>	<p>遺伝子組換え農作物の隔離ほ場における栽培試験においては、関係通知に基づき、管理責任者を選任し、生物多様性影響評価書別添として策定した隔離ほ場試験計画書に基づき実施されます。また、交雑可能な在来野生種等が我が国に存在する場合には、併せてモニタリング計画書も策定し、隔離ほ場周辺の野生動植物等について自生状況等を事前に把握した上で影響が生じているかどうかを調査することとしています。</p> <p>今回、隔離ほ場試験の申請のあった遺伝子組換えアルファルファ及びダイズについて、アルファルファには、我が国に交雑可能な近縁野生種は存在していません。他方、ダイズには、我が国に交雑可能な近縁野生種であるツルマメが存在することから、本組換えダイズとツルマメとの交雑の可能性について、評価しています。その結果、当該隔離ほ場において、限定された環境での一定の作業要領を踏まえた栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為の範囲内で遺伝子組換えアルファルファ及びダイズは、交雑性等に起因して生物多様性影響が生じるおそれはないと判断しました。</p> <p>また、隔離ほ場は以下の設備要件を満たす限定された環境下にある施設であることが必要です。適正に使用されていない場合には、カルタヘナ法に基づき、主務大臣は、必要な限度において試験の中止等の必要な措置をとるべきことを命ずることとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① フェンスその他の部外者の立入りを防止するための囲い ② 部外者は立入禁止であること等を記載した標識 ③ 隔離ほ場で使用した機械等を洗浄する設備など遺伝子組換え農作物が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止するための設備 ④ 遺伝子組換え農作物の花粉が広範囲に飛散することが想定される場合は、防風林、防風網など花粉の飛散を減少させるための設備 <p>併せて、その施設では、使用した遺伝子組換え農作物の不活化や、使用した機械、器具等の洗浄や持ち出し防止等の各種作業要領を遵守して作業を行う必要があります。</p> <p>さらに、生物多様性影響の防止に関する事項について検討するための委員会を申請者に設置させ、当該委員会には第三者の委員を含めるよう努めています。また、関係通知に基づき緊急措置計画書を策定し、生物</p>	4 5
---	-----------------------	---	--	-----

			<p>多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合に、申請者自らが可能な範囲で行う生物多様性影響を効果的に防止するための措置を定めることとしています。この緊急措置計画書については、モニタリング計画書とともに生物多様性影響評価検討会において学識経験者の意見を聴取することとしています。緊急措置計画では、管理責任者やこれを補佐する管理主任者を定め、従事者の教育訓練、モニタリングの実施、施設の維持管理等が行われます。</p> <p>なお、隔離ほ場については、市町村が作成しているハザードマップ等により、過去に災害の少ない内陸部に位置していることを確認しており、生物多様性に影響が生ずるおそれが認められるに至った場合にはただちに試験を中止することとしています (http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000089670、または0000089671、または0000089672)。</p>	
4	生物多様性影響関係	<p>遺伝子組換え農作物の遺伝子が他生物へ移行する等水平伝搬しないか心配です。また、有害成分が生産される可能性も懸念されます。</p>	<p>遺伝子組換え農作物が遺伝子の導入に伴い意図しない形質を有するようになったかどうかについては、宿主と比較した栽培試験等を行い、形態及び生育の特性、有害物質の産生性等の表現形において生物多様性に影響を生じるおそれのあるような差が生じているかどうかを確認することにより評価しています。</p> <p>また、遺伝子を導入する際に用いるアグロバクテリウムの遺伝子や抗生物質マーカー遺伝子は、宿主に残存していないことを確認しています。一方、導入した遺伝子については、挿入遺伝子が安定して後代に遺伝し発現していることを複数世代において確認しています。なお、導入した遺伝子には、導入遺伝子等の生物間での伝達を可能とする配列は含まれていません。</p> <p>したがって、遺伝子組換え農作物に導入された遺伝子がヒト等へ伝搬（水平伝搬）することは考えられません。</p> <p>また、有害物質の産生性については、導入遺伝子の発現により産生されるタンパク質について、目的形質以外に、宿主の代謝系に及ぼす影響がないこと、既知のアレルギー性タンパク質との類似性がないことを評価するとともに、土壌微生物相試験、後作試験、鋤込み試験等により土壌経由で周辺環境への影響がないことを評価しています。</p> <p>これらの項目について、影響がないことが確認された場合のみ当該組換え農作物を承認しています。</p>	8

5	生物多様性影響関係	害虫抵抗性の遺伝子組換え農作物は生物多様性に対して何らかの影響を及ぼすのではないのでしょうか。特にミツバチの大量失踪の原因となっているのではないのでしょうか。	<p>遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価にあたっては、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について審査しています。花粉の飛散や害虫以外の昆虫（非標的昆虫）に対する影響についても、こうした項目の中で検討し、影響がないと確認されたもののみ承認しています。</p> <p>近年、ミツバチの減少が報告されていますが、遺伝子組換え農作物が商業栽培されていない我が国でも報告されていることから、遺伝子組換え農作物が我が国のミツバチ減少の原因である可能性は低いと考えられます。農林水産省が平成21年に実施した調査では、最終的な要因は特定できなかったものの、ミツバチからアメリカ腐蝕病菌のDNAが検出されたこと等が報告されています。</p>	4 5
6	生物多様性影響関係	遺伝子組換え農作物の栽培により、土壤微生物の減少等に繋がるのではないのでしょうか。遺伝子組換え農作物の栽培は、土壤生物の完全破壊に繋がりがねません。	<p>一般使用等を行う遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価では、土壤微生物相への影響に関しても検討しています。遺伝子組換え農作物を栽培した際、在来の野生動植物に対して、有害な物質を生産しないかを調べていますが、その項目のひとつとして、根から分泌されるものが、土壤微生物に影響を与えないか試験が行われています。</p> <p>具体的には、糸状菌数、細菌数及び放線菌数を土壤微生物相への影響の指標として計測し、評価を行い、影響がないことを確認しています。</p> <p>今回提出された科学データ等に基づく審査の結果、生物多様性に影響を及ぼすおそれはないと判断しました。</p> <p>今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。</p>	1 7
7	生物多様性影響関係	厳正に科学的に審査されており、承認は何ら問題がないと思います。むしろ承認に時間がかかりすぎていると思います。	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱えるさまざまな課題を解決する有効な手段としての期待がある一方、当該技術を利用してつくられる生物を、食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国で遺伝子組換え農作物を使用する場合、あらかじめ①食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法、②飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法、③生物多様性の確保に関してはカルタヘナ法に基づき、それぞれ科学的な評価を</p>	2

			<p>行い、パブリックコメントを経て、安全と評価されたもののみ承認しているところです。</p> <p>特にカルタヘナ法に基づく評価では、我が国の自然環境下での生物多様性への影響を評価する必要があるため、一般使用等の申請に先立ち、国内で生育した場合の科学的データを収集することを求めており、このため、限定された環境下での試験（隔離ほ場試験）を原則として実施することとしています。安全性の担保のために、このような段階的な評価の仕組みとしていることをご理解ください。</p> <p>これまでのところ99件の遺伝子組換え作物について、輸入や流通、栽培等の一般使用に関する承認を行っています。</p>	
8	交雑関係	<p>遺伝子組換え農作物の花粉の飛散により、非組換え農作物にも影響を与えるのではないのでしょうか。自然交雑を防ぐことは難しく、ひとたび交雑してしまうと、元に戻すことは非常に困難です。カルタヘナ法を見直し農作物も評価の対象とすべきです。</p>	<p>農作物はその種類によって、特定の野生植物としか交雑しないことが知られています。</p> <p>今回、意見・情報の募集を行ったアルファルファ（隔離ほ場試験申請）、ダイズ（隔離ほ場試験申請）及びトウモロコシ（一般使用等申請）のうち、アルファルファ及びトウモロコシについては、我が国に交雑可能な近縁野生種は存在しません。ダイズについては、我が国で、交雑可能な野生種としては、ツルマメのみが知られており、極めて低い率でしか交雑しません。仮に交雑した場合には、除草剤耐性の形質を有すると考えられますが、除草剤が散布されることが想定されない自然環境中で本形質を有することにより雑草化して他の野生植物に影響を与えるとは考え難く、このような雑種が生じたとしても、その雑種がツルマメの集団において優占化する可能性は低いと考えられます。なお、念のため隔離ほ場周辺のツルマメとの交雑等については、モニタリング実施計画書に基づき調査することとしています。</p> <p>農作物は、人が野生植物から改良に改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。日本の野生植物とは根本的に異なることから、同様には扱えません。</p> <p>遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雑は、農作物やその種子の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えています。</p> <p>なお、これまでのところ99件の遺伝子組換え作物について、輸入や流通、栽培等の一般使用に関する承認を行っています。これまでに承認した遺伝子組換え作物は、海外での大規模栽培等を前提とした品種であ</p>	685

			<p>り、現在、国内で商業的に栽培されている食用の遺伝子組換え作物はありません。</p>	
9	交雑関係	<p>日本では、港湾等各地で遺伝子組換えセイヨウナタネの自生や近縁種との交雑が確認されています。遺伝子組換えセイヨウナタネの侵入は、生態系にとって取り返しのつかない事態を引き起こすと思います。徹底した調査が必要ですし、サイズも同じようになるのではないのでしょうか。</p>	<p>遺伝子組換え農作物については、輸入・流通・使用等に先立って、カルタヘナ法に基づく生物多様性への影響に関する科学的な審査が必要です。生物多様性への影響が生じるかどうかについては、カルタヘナ法に基づき、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雑して拡がらないか（交雑性）等の観点から審査しており、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみ承認することとしています。</p> <p>遺伝子組換えセイヨウナタネは、これまでの知見から非組換えセイヨウナタネの従来の生育地にしか生育できないことを確認しています。また、非組換えセイヨウナタネは、他の植物群落が広い範囲に存在し、競合が起こる条件下では、非組換えセイヨウナタネの生育が確認できないか、生育が確認された場合であってもその場所に定着しないことが確認されています。したがって、遺伝子組換えセイヨウナタネについては、運搬時にこぼれ落ちて生育しても、競合により他の植物を駆逐して生育域を拡大する等の生物多様性への影響はないと評価し、輸入や流通を認めています。</p> <p>また、セイヨウナタネと交雑可能な近縁種（外来種）との交雑に起因して、交雑により生じた雑種が競合において優位になり他の野生植物種の個体群を駆逐する可能性、近縁種に依存して生息している昆虫等の野生生物の個体群への影響等の間接的に生物多様性影響が生ずる可能性についても評価を行っています。評価の結果、近縁種との交雑性に関しては、雑種そのものの形成が困難であったり、雑種が形成されたとしても、その後代の稔性は低いとの報告があること等から交雑により生じた雑種が競合において優位になり、他の近縁種の個体群を駆逐する可能性は極めて低いと評価しています。また、近縁種に依存して生息する昆虫等の野生生物の個体群に影響が生じる可能性も低いと評価しています。</p> <p>さらに、農林水産省及び環境省では、カルタヘナ法に則り、科学的知見の充実を図るとともに承認の際には予想されていなかった生物多様性への影響が生じていないかを調べるため、生育実態調査を実施しており、導入された遺伝子が近縁種との交雑によって拡がったりする可能性は低</p>	4 1

			<p>いことが示されています。</p> <p>(農林水産省生育実態調査：http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/index.html、環境省生育実態調査：http://www.bch.biodic.go.jp/natane_1.html)</p> <p>一方、ダイズは、種子で繁殖する一年生の植物で、我が国の自然環境下において、世代を繰り返して自生しているとの報告はありません。また、開花前に閉じた花の中で受粉が行われる自殖性の高い植物で、我が国で唯一交雑可能な野生種として知られるツルマメとの交雑率も極めて低いことが知られています。</p> <p>農林水産省は、平成21年度から輸入港の周辺において、こぼれ落ちに由来すると考えられる承認済みの遺伝子組換えダイズがその生育範囲を拡大したり、ツルマメと交雑していないかどうか調査しています。平成22年度の調査では、調査した10港の周辺地域40地点で320個体のダイズの採種・分析を行う予定でしたが、自生ダイズが発見されたのは、2港周辺の6地点で8個体のみでした。そのうち組み換えられた遺伝子を持つダイズは、3地点で5個体でした。また、ダイズとツルマメの交雑体は見つかりませんでした。</p> <p>農林水産省は、遺伝子組換えダイズについても、生育域が経年的に拡大しないかなどについて今後も調査を継続していく予定です。</p>	
10	除草剤耐性雑草等関係	<p>除草剤などを大量に散布すると、どのような農薬をまいても枯れない植物等が発生します。また、除草剤の使用などが増えると、土地を痩せさせ、地下水を汚染するなどしてヒトの健康を害し、土壤環境や土壤微生物、環境も破壊することになります。</p>	<p>植物や昆虫では、組換え遺伝子が導入されていなくても、特定の農薬の長期散布や大量散布により、これらの動植物が特定の農薬に対する耐性を獲得することがあります。</p> <p>したがって農薬の使用に当たっては、作用機作の異なる農薬を順に使用するなど使用方法を工夫することにより除草剤抵抗性雑草や耐性昆虫の発現を極力抑えることが基本です。仮に、ある特定の除草剤に耐性を持つ植物であっても、ほかの除草剤を散布すれば枯れてしまいますし、草刈り等物理的な駆除も有効です。このため、どのような除草剤も効かず、防除ができないような雑草が発生するとは考えられていません。</p> <p>農薬は、害虫、病菌、雑草等を防除するために使用されるため、使用にあたっては、動植物に対して生理活性を有する薬剤を環境中に放出することになります。したがって、農薬取締法に基づき、毒性、残留性、水質や水性動植物等への悪影響に関して、科学的なデータに基づいて審</p>	325

			<p>査を行っています。また、農作物に付着した農薬が収穫された作物に残り、これを摂取しても人の健康に影響が出たり、水質や水性動植物への悪影響が出たりしないよう、農作物・農薬ごとに農薬の使用基準や残留農薬基準値が定められています。農薬を使用基準どおりに使用すれば、これら悪影響は未然に防止できます。</p> <p>今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。</p>	
11	<p>学識経験者・パブリックコメント関係</p>	<p>学識経験者名や会議は公開されているのでしょうか。公開での議論が必要ですし、学識経験者は多様な分野から選ばれるべきです。申請企業から研究費等の提供を受けていることもあるのではないのでしょうか。学識経験者の中には反対意見もあったのではないのでしょうか。</p> <p>また、パブリックコメントが周知されていないように思います。もっと広く公開し、国民的議論を喚起する必要があると思います。提出された意見がどのように反映されているのか、フィードバックする方法も検討して欲しいと思います。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え植物の使用による生物多様性への影響は、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、野生動植物に対して、有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雑して拡がらないか（交雑性）等の項目について、科学的データに基づいた評価を行い、第一種使用規程に則って遺伝子組換え農作物を使用した場合に我が国の生物多様性に影響を生ずるおそれがあるか否かについて、判断する仕組みです。</p> <p>今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って、科学的な妥当性等も含めて行政部局で審査し、学識経験者からも生物多様性影響が生ずるおそれはない旨の意見が得られたので、これら一連の審査結果をまとめ、生物多様性に影響を及ぼすおそれはない旨、国として判断したところです。</p> <p>また、学識経験者からの意見の聴取は、生物多様性影響評価が科学的に妥当か否かを判断するものであって、遺伝子組換え農作物について、賛成や反対といった意見を求め、その調整を行うといった性格のものではなく、遺伝子組換え農作物を承認して良いか否かを判断するものではありません。</p> <p>学識経験者については、生物多様性影響評価書の検討に必要な専門的な知見を有する者の中から選定しています。選定された学識経験者の氏名、所属の公表を行うとともに、検討会は公開で開催し、資料、議事録を公表するなど、公平性・透明性の確保に努めています。</p> <p>なお、検討会では審議の公平性・透明性の確保の観点から、参画する委員が、申請企業等の役職員に就任していたり、申請者から研究費を受</p>	295

			<p>けている場合等は、当該審査に加わらないこととしています。</p> <p>検討会の委員名簿、資料、議事録等については、農林水産省ホームページ (http://www.s.affrc.go.jp/docs/committee/diversity/top.htm) で公表していますのでご覧下さい。</p> <p>遺伝子組換え農作物の審査が終了した後は今回のように、意見・情報の募集（パブリックコメント）を行っています。毎回、募集を開始する際に、マスメディア向けの記者発表（プレスリリース）を行うとともに、農林水産省や環境省での情報提供やホームページを通じて広くお知らせし、国民の皆様からご意見をお伺いすることとしています。</p> <p>寄せられたご意見については、今回の生物多様性影響評価の結果に付け加えるべき知見等がないか等を精査・検討しています。その上でご意見についての回答を作成し、農林水産省及び環境省のホームページで公表の上、必要な施策に適宜反映していくこととしています。</p> <p>さらに、今回のご意見を踏まえ、パブリックコメントや生物多様性影響の審査に関する手続等についても、国民の皆様によりわかりやすくするような取り組みを工夫していきたいと考えております。</p>	
その他	<p>上記のご意見に加えて、以下のご意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全性について 2, 841件 ・ 開発国・企業について 1, 914件 ・ 放射線影響不安について 465件 ・ 除草剤の健康影響等について 189件 ・ 表示について 157件 ・ 飼料の安全性について 128件 ・ その他（TPP反対等） 136件 			

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。